

NEWS RELEASE

令和2年2月13日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

とちぎん後見制度支援預金の取扱開始について

株式会社栃木銀行(取締役頭取 黒本淳之介)は、「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

本預金は、成年後見人が、成年被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に通常使用しない金銭を管理するための預金です。家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取り扱うことで、成年被後見人の財産について、透明性の高い適切な管理をすることができ、成年後見人による財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

当行は、お客様の幅広いニーズにお応えするとともに、更なるサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

令和2年2月17日(月)

2. 商品概要

(令和2年2月17日現在)

商品名	とちぎん後見制度支援預金
ご利用いただける方	家庭裁判所が後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」を発行した成年被後見人 ※成年後見に限る。(補助、保佐、任意後見、未成年後見は対象外)
預金の種類	普通預金または決済用普通預金
適用金利	店頭表示の利率(普通預金)を適用。 ※決済用普通預金の場合は無利息
取扱店舗	当行本支店
口座開設方法 お預入れ方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、窓口にて受付いたします。 ・お預け入れ方法 当行の口座開設店窓口のみでお預入れできます。 随時お預入れ可能です。金額の制限はございません。
払戻し方法	・当行の口座開設店窓口でのみで払戻しできます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 ・払戻し金額は家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 ・家庭裁判所の指示書に基づき、定額自動振込サービスをご利用できます。
預金保険の適用	・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって1預金者当たり元本 1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。(当行に複数の 口座があるときは、それらの預金元本を合計して、1,000万円までと そのお利息が保護されます。) ※決済用普通預金については、全額保護の対象になります。
口座開設手数料	口座開設時 5,500円(税込)
その他注意事項	・キャッシュカードは発行いたしません。(ATMでのお取引はできません。) ・このご預金口座からの各種料金等の自動引き落としはできません。 ・インターネットバンキング等のご利用はできません。 ・総合口座はご利用いただけません。 ※詳しくは、営業店窓口にてお問い合わせ願います。

以上